

航空事故災害対策計画

まえがき

市域において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空事故災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

茨城県の航空状況

本県には、公共用飛行場が 2 か所（茨城空港、つくばヘリポート）、非公共用飛行場が 2 か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが 3 か所（宍戸、前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が 2 か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））ある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第1章 災害予防計画

第1節 災害応急対策の整備

担 当	責 任 者	総務部長 関係各部長
	課	防災対策課、関係各課
関 係 機 関		県（防災・危機管理課）

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模な航空事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、関係機関相互において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進し、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市及び防災関係機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 協定の締結

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受授計画を作成するよう努めるものとし、応援先・受授先の指定、応援・受授に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

※ 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村） （資料編 資料2-1）

※ 「災害時における相互応援協定」（桐生市） （資料編 資料2-5）

※ 「災害時における相互応援協定」（山辺町） （資料編 資料2-6）

※ 「災害時における相互応援協定」（北茨城市、高萩市） （資料編 資料2-7）

第1章 災害予防計画

第1節 災害応急対策の準備

イ 民間事業者の活用等

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

ウ 備蓄体制

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

エ 人材の活用

(ア) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(イ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるものとする。

オ 県への応援要請

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動の整備

(1) 応急活動への備え

市は、航空事故時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

市は、航空事故時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、風水害対策災計画編第2章第15節第3「応急医療体制の整備」に準じて行う。

また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

さらに、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第4 関係者等への的確な情報伝達活動の整備

市は、被災家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめマニュアル等を作成するよう努める。

第5 防災関係機関の防災訓練の実施等

市及び関係機関は、大規模な航空事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空事故災害への対応能力の向上に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡

担当	責任者	総務部長 消防長
	課	総務班、総務部庶務班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班
	関係機関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課）、日立警察署、自衛隊、 関係機関

第1 情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空事故災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市（防災対策課）又は日立警察署若しくは茨城海上保安部に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

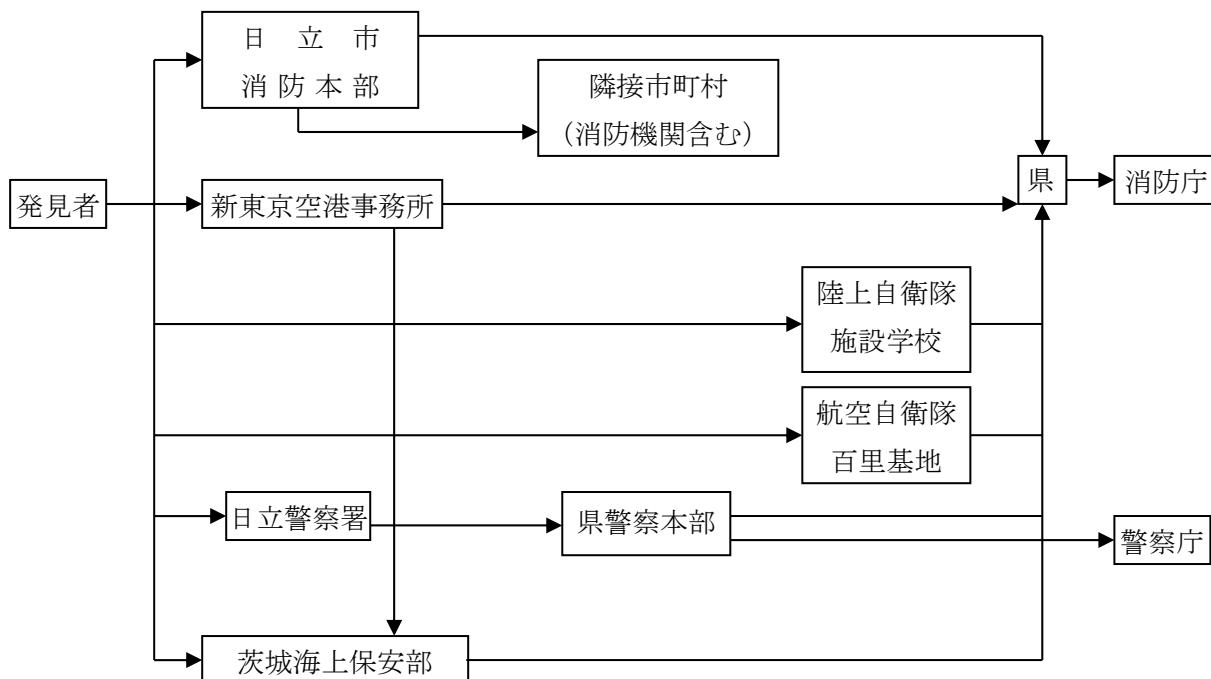
航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに関係機関に連絡する。

第2 航空機事故情報等の収集・連絡系統

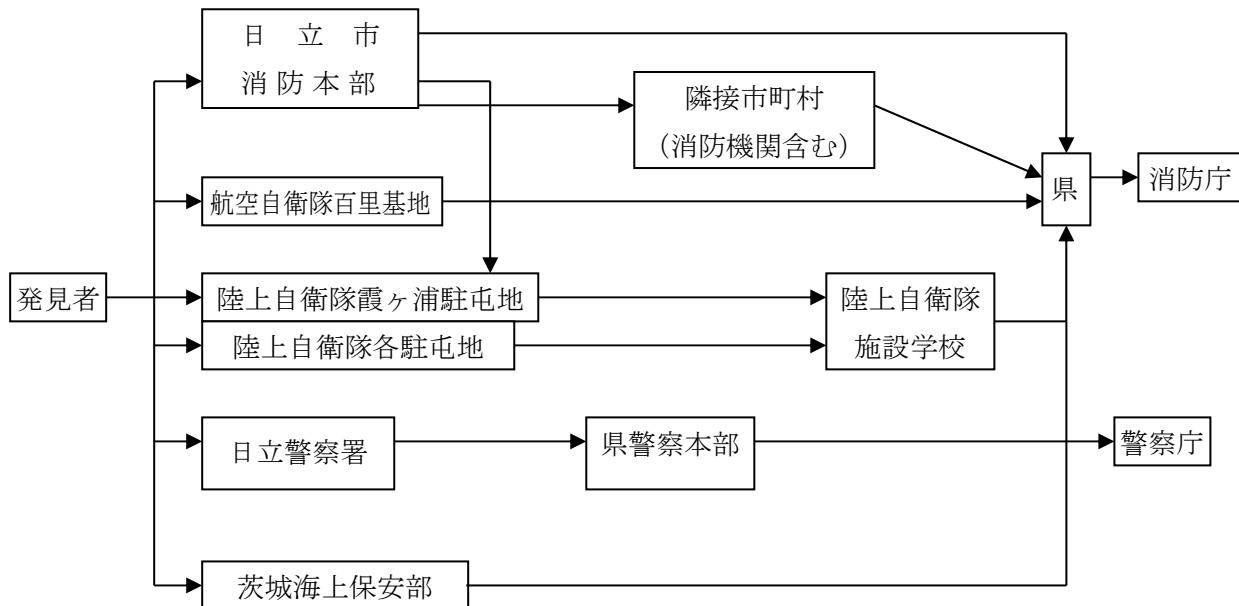
航空機事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおり。

(民間機の場合)



第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡 (自衛隊機の場合)



(連 絡 先 一 覧)

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁		03-5253-7777 (同左)
新東京国際空港	航空管制情報官	0476-32-6410 又は 6422 (同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課	029-274-3211 内線 232 (同左)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	0298-42-1211 (同内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同内線 215)
茨城县	消防防災課	029-301-8800 (同左)
日立警察署	警備課	22-0110 (同左)

第3 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、応急対策活動情報に關し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 応急活動体制の確立

担当	責任者	総務部長 ※他部・関係機関との連絡・調整
	班	総務班、人事班・関係各部各班

第1 航空事故災害時の配備体制について

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の職員動員計画により、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やか修正するとともに、関係職員に対しその旨を周知する。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ①災害時の職員動員連絡体制表
- ②動員配備別区分参考集数

ウ 各課長は、作成若しくは修正した計画を、隨時防災対策課に報告する。

なお、防災対策課は、各部から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

航空事故災害時の配備体制について

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第1事前・第2事前配備体制 災害情報連絡会議	1 次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1) 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合又は災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2 他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1 災害情報連絡会議員及び各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
第1次動員体制 災害警戒体制本部	1 次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1) 航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合 2 他の状況により総務部を所管する副市長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の3分の1を参考し、航空事故災害の拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制をとる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第2次動員体制に移行しうる体制とする。 4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。

第2章 災害応急対策計画
第2節 応急活動体制の確立

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第2次動員体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生し、その他の状況により本部長が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数を参集し、航空事故災害の発生拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制をとる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3次動員体制に切り替えができる体制とする。
第3次動員体制	航空事故により、多数の死傷者が発生し、第2次動員体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	1 各部課が有する組織、機能の全てをもって対処する体制をとる。

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 他部・関係機関との適格・調整
		消防長 ※ 消防署及び消防団の運用に関する統括
	関係各部長	※ 本部事務分掌に関すること。
	班	総務班、消防部各班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、自衛隊、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、日赤茨城県支部、NTT 東日本茨城支店

第1 捜索活動

市は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携し、行方不明者の捜索を実施する。

第2 救難、救助・救急及び消火活動

市消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、市は、発災現場の要請又は相互応援協定に基づき、隣接市町村等へ応援の要請を行う。

第3 資機材等の調達

消火、避難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、市及び消防本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助救急活動を行う。

第4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の死傷者の発生が予想されることから、市は、事故災害対策計画第2章第5節第1「医療救護」に準じ、関係防災機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置を実施し、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

第4節 避難・輸送等・その他の応急活動

第1 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においての市が行う避難指示等については、事故災害対策計画第2章第7節「避難計画」に準じて行う。

第2 緊急輸送のための交通の確保

市は、交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるとともに、現場の警察官、関係機関等からの交通状況情報を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、関係機関と連携して、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、市は関係機関と相互に密接な連絡をとり、必要があれば被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関と協力して講じるとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求める。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て、道路案内等を適切に実施する。

第3 広域的な応援体制

市は、市域において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、地震災害対策計画編第3章第5節「広域応援要請計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る。

また、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

災害応急対策を行うために必要な場合は、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

他の市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、風水害対策計画編第3章第14節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じ、直ちに県へ要請する。

第5 防疫及び遺体の処理

市は、発生時の防疫及び遺体の処理については、事故災害対策計画第2章第5節第2「防疫」及び同節第5「死体の搜索処理等」に準じて行う。

第6 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控え室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

担当	責任者	総務部長	※ 他部・関係機関との連絡・調整
		関係各部長	※ 本部事務分掌に関すること。
	班	総務班、総務部庶務班、総務部情報班、関係各部各班	
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、NHK 水戸放送局、茨城放送、NTT 東日本茨城支店	

第1 情報伝達活動

市は、航空事故災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等により行うよう努める。

なお、提供する情報については、以下のとおり。

- (1) 防災関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示等の避難情報及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) その他必要な事項

第2 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後の問合せに対する窓口設置、必要と認められる人員配置等の体制整備に努める。